

平成26年12月

**第187回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院で通過（成立）した議案要旨等について、解散日（平成26年11月21日）現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第187回国会（臨時会）議案審議等概況	1
II	第187回国会（臨時会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	6
	○参法	11
	○条約	13
	○承認	14
	○承諾	14
	○決算・国有財産等	15
	○決議案	16
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議	
	○内閣委員会	17
	○総務委員会	23
	○法務委員会	25
	○外務委員会	27
	○財務金融委員会	31
	○文部科学委員会	33
	○厚生労働委員会	35
	○農林水産委員会	40
	○国土交通委員会	42
	○環境委員会	45
	○安全保障委員会	48
	○議院運営委員会	49
	○災害対策特別委員会	50
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	52
	○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	53
	○消費者問題に関する特別委員会	54
	○地方創生に関する特別委員会	56
IV	決議案	
	○委員会決議	59
V	通過議案概要一覧	61

I 第187回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成26年9月29日から11月21日までの54日間

2 議案件数

閣 法	33件（成立 23件、審査未了 4件、未付託未了 3件、 参議院審査未了 1件、参議院未付託未了 2件）
衆 法	58件（成立 10件、審査未了 34件、未付託未了 12件、 否決 1件、撤回 1件）
参 法	13件（成立 1件、参議院審査未了 7件、 参議院未付託未了 5件）
条 約	2件（承認 2件）
承認を求めるの件	1件（審査未了 1件）
承諾を求めるの件	4件（審査未了 4件）
決 算 等	8件（審査未了 4件、未付託未了 4件）
決 議 案	
委 員 会	1件（農林水産委員会）

Ⅱ 第187回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）	法 務	9/29	11/4	可決		11/6	可決	11/13	可決	11/14	可決	11/21 (113)
186	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）（参議院送付）	厚生労働	11/18	11/18	可決		11/21	可決	10/28	可決	10/29	可決	
187	まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出第1号）	地方創生	10/14	11/5	可決		11/6	可決	11/19	可決	11/21	可決	
187	地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	地方創生	10/14	11/5	可決		11/6	可決	11/19	可決	11/21	可決	
187	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	厚生労働	10/28		審査 未了								
187	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	経済産業	10/30	11/12	可決	有	11/13	可決		審査 未了			
187	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	環 境	10/23	10/31	可決	有	11/4	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	内 閣	10/23	10/31	可決	有	11/4	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (105)
187	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	内 閣	10/23	10/31	可決	有	11/4	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (106)
187	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	内 閣	10/23	10/31	可決		11/4	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (107)
187	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	法 務	11/4	11/7	可決		11/11	可決	11/20	可決	11/21	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
187	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	法 務	11/4	11/7	可決		11/11	可決	11/20	可決	11/21	可決	
187	関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	財務金融	10/23	10/29	可決	有	10/31	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (110)
187	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（内閣提出第12号）	財務金融	10/23	10/29	可決		10/31	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (112)
187	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	安全保障	10/30	11/7	可決		11/11	可決	11/20	可決	11/21	可決	
187	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出第14号）							審議 未了					
187	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	内 閣	10/30	11/5	可決		11/6	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）	内 閣	10/30	11/5	可決		11/6	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第17号）	倫理選挙	10/28	11/6	可決		11/11	可決	11/17	可決	11/19	可決	
187	災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	災害対策	10/23	10/31	可決	有	11/4	可決	11/12	可決	11/14	可決	11/21 (114)
187	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	国土交通	10/23	10/31	可決	有	11/4	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (109)
187	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）（参議院送付）	内 閣	11/18	11/19	可決		11/21	可決	10/30	可決	11/5	可決	
187	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）（参議院送付）	厚生労働	11/12	11/13	可決		11/14	可決	11/6	可決	11/7	可決	11/21 (115)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
187	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第22号）	内閣	10/31		審査 未了								
187	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	法務	11/11		審査 未了								
187	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）							審議 未了					
187	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	消費者問題	10/29	11/10	可決	有	11/11	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）							審議 未了					
187	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第27号）	文部科学	10/30	11/12	可決	有	11/13	可決	11/20	可決	11/21	可決	
187	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	文部科学	10/30	11/12	可決	有	11/13	可決	11/20	可決	11/21	可決	
187	平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出第29号）	文部科学	11/6	11/12	可決	有	11/13	可決				審議 未了	
187	平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第30号）	文部科学	11/6	11/12	可決		11/13	可決				審議 未了	
187	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	地方創生	11/10		審査 未了								

[衆 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号）	農林水産	9/29		審査 未了								
183	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号）	農林水産	9/29		審査 未了								
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号）	倫理選挙	9/29		審査 未了								
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）	倫理選挙	9/29		審査 未了								
183	地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号）	議院運営	9/29		審査 未了								
183	行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号）	内 閣	9/29		審査 未了								
183	任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号）	議院運営	9/29		審査 未了								
183	租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、第183回国会衆法第37号）	財務金融	9/29		審査 未了								
183	国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外2名提出、第183回国会衆法第44号）	国土交通	9/29		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外3名提出、第183回国会衆法第46号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(枝野幸男君外2名提出、第185回国会衆法第1号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	地方自治法の一部を改正する法律案(原口一博君外5名提出、第185回国会衆法第3号)	総務	9/29		審査 未了								
185	公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案(原田義昭君外1名提出、第185回国会衆法第4号)	経済産業	9/29		審査 未了								
185	国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案(桜内文城君外1名提出、第185回国会衆法第8号)	財務金融	9/29		審査 未了								
185	特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案(渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第11号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第12号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(渡辺周君外3名提出、第185回国会衆法第13号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(重徳和彦君外3名提出、第185回国会衆法第20号)	総務	9/29		審査 未了								
185	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(中田宏君外1名提出、第185回国会衆法第21号)	内閣	9/29		審査 未了								
185	地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第24号)	総務	9/29		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公 布 日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
185	地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第25号)	総務	9/29		審査 未了								
185	世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案(重徳和彦君外3名提出、第185回国会衆法第27号)	厚生労働	9/29		審査 未了								
185	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外9名提出、第185回国会衆法第29号)	内閣	9/29		審査 未了								
186	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外2名提出、第186回国会衆法第13号)	震災復興	9/29		審査 未了								
186	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外6名提出、第186回国会衆法第18号)	議院運営	9/29		審査 未了								
186	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(玄葉光一郎君外8名提出、第186回国会衆法第19号)	内閣	9/29		審査 未了								
186	廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案(小沢鋭仁君外8名提出、第186回国会衆法第22号)	環境	9/29		審査 未了								
186	総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案(前原誠司君外7名提出、第186回国会衆法第34号)	内閣	9/29		審査 未了								
186	サイバーセキュリティ基本法案(第186回国会衆法第35号)(参議院送付)	内閣	11/4	11/5	可決		11/6	可決	10/23	可決	10/29	可決	11/12 (104)
186	女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案(松野博一君外5名提出、第186回国会衆法第38号)	内閣	9/29		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
186	琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外2名提出、第186回国会衆法第40号）	環 境	9/29		審査 未了								
186	社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第41号）（参議院送付）	厚生労働	11/12	11/14	可決		11/14	可決	11/11	可決	11/12	可決	11/21 (116)
186	死因究明等推進基本法案（保岡興治君外5名提出、第186回国会衆法第42号）	内 閣	9/29		審査 未了								
186	公認心理師法案（河村建夫君外8名提出、第186回国会衆法第43号）	文部科学	9/29		審査 未了								
186	経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外1名提出、第186回国会衆法第44号）	内 閣	9/29		審査 未了								
186	財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第45号）（参議院送付）	厚生労働	11/19	11/19	可決		11/21	可決	11/18	可決	11/19	可決	
186	国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外7名提出、第186回国会衆法第46号）	内 閣	9/29		審査 未了								
187	薬事法の一部を改正する法律案（井坂信彦君外11名提出、衆法第1号）	厚生労働	10/10		11/14 撤回								
187	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（松野頼久君外10名提出、衆法第2号）							審議 未了					
187	北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外5名提出、衆法第3号）							審議 未了					
187	国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外7名提出、衆法第4号）	地方創生	11/4	11/5	否決		11/6	否決					
187	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第5号）	審査省略					11/4	可決	11/12	可決	11/12	可決	11/19 (108)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)		
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果	
187	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外6名提出、衆法第6号)													
187	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外7名提出、衆法第7号)													
187	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第8号)	審査省略						11/14	可決	11/17	可決	11/19	可決	
187	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第9号)	審査省略						11/14	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第10号)	審査省略						11/14	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	空家等対策の推進に関する特別措置法案(国土交通委員長提出、衆法第11号)	審査省略						11/14	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案(足立康史君外3名提出、衆法第12号)													
187	領域等の警備に関する法律案(長島昭久君外2名提出、衆法第13号)													
187	労働基準法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(桜内文城君外1名提出、衆法第14号)													

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
187	非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律案(畑浩治君外1名提出、衆法第15号)							審議 未了					
187	外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第16号)	審査省略					11/18	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(総務委員長提出、衆法第17号)	審査省略					11/18	可決	11/18	可決	11/19	可決	
187	電気事業法等の一部を改正する法律案(小池政就君外2名提出、衆法第18号)							審議 未了					
187	農業者戸別所得補償法案(篠原孝君外1名提出、衆法第19号)							審議 未了					
187	特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外4名提出、衆法第20号)							審議 未了					
187	公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出、衆法第21号)							審議 未了					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
186	労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君提出、第186回国会参法第1号)									審査 未了			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
186	原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外6名提出、第186回国会参法第13号）								審査 未了				
186	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外2名提出、第186回国会参法第26号）								審査 未了				
186	女性の健康の包括的支援に関する法律案（武見敬三君外4名提出、第186回国会参法第27号）								審査 未了				
186	脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外4名提出、第186回国会参法第28号）								審査 未了				
186	臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外2名提出、第186回国会参法第29号）								審査 未了				
187	インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（大久保勉君外9名提出、参法第1号）								審査 未了				
187	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、参法第2号）	農林水産	11/7	11/12	可決		11/13	可決			11/7	可決	11/19 (111)
187	特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案（小池晃君外3名提出、参法第3号）											審議 未了	
187	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外1名提出、参法第4号）											審議 未了	
187	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外8名提出、参法第5号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
187	高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(井上義行君外2名提出、参法第6号)											審議 未了	
187	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治外4名提出、参法第7号)											審議 未了	

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
187	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	外 務	10/23	10/29	承認		10/31	承認	11/6	承認	11/7	承認
187	原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	外 務	11/4	11/12	承認		11/13	承認	11/18	承認	11/19	承認

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
183	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号）	経済産業	9/29		審査未了							

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
186	平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	決算行政監視	9/29		審査未了							
186	平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	決算行政監視	9/29		審査未了							
186	平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	決算行政監視	9/29		審査未了							
186	平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	決算行政監視	9/29		審査未了							

〔決算・国有財産等〕

＜決 算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	9/29		審査未了			/
	平成24年度特別会計歳入歳出決算							
	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成24年度政府関係機関決算書							
187	平成25年度一般会計歳入歳出決算						審議未了	
	平成25年度特別会計歳入歳出決算							
	平成25年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成25年度政府関係機関決算書							

＜国有財産＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	9/29		審査未了			/
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	9/29		審査未了			
187	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書						審議未了	
187	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書						審議未了	

＜NHK決算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	9/29		審査未了			/

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書						審議未了	

〔決議案〕

<委員会>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
187	外国漁船による違法操業の取締りに関する件	農林水産	11/18

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書						審議未了	

〔決議案〕

<委員会>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
187	外国漁船による違法操業の取締りに関する件	農林水産	11/18

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成26年8月7日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、平成26年度の給与改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施する等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成26年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げること、勤勉手当の支給割合を年間0.15月分引き上げること等とすること。
- 二 給与制度の総合的見直しのため、平成27年度から俸給月額を初任給に係る号俸等を除いて引き下げるとともに、地域手当の級地区分及び支給割合、単身赴任手当の支給額並びに広域異動手当の支給割合を改定すること等とすること。
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律について必要な改正を行うこと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二及び三は平成27年4月1日から施行し、一の俸給月額の引上げについては平成26年4月1日から適用すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

（附帯決議）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。
- 二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。
- 三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。
- 四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直し

に関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。

六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国务大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。

七 国家公務員の総人件費に関する基本方針を踏まえ、実効性のある総人件費管理に努めること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて、必要な改定を行うもので、その内容は次のとおりである。

一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

（附帯決議）

17頁参照

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるための措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

一 退職手当の調整額の改定等

- 1 第1号区分から第10号区分までの調整月額を改定すること。
- 2 第10号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとする。
- 3 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表8

号俸の額に相当する額を超える者等について、退職手当の基本額に乗ずる率を改定すること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

- 1 疑わしい取引の届出を行うかどうかの判断について、特定事業者は、取引時確認の結果等に加え、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないこと。
- 2 犯罪収益移転危険度調査書については、犯罪による収益の移転の危険性の程度等を記載することとし、毎年、国家公安委員会が作成、公表するものとする。

二 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

業として為替取引を行う特定事業者は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこと。

三 特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充

取引時確認等の措置の的確な実施のため特定事業者が講ずるよう努めなければならない措置として、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、業務を統括管理する者の選任等を追加すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に関する規定については公布の日から施行すること。

○国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）要旨

本案は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 公告及び指定

- 1 国際連合安全保障理事会決議第1267号、同理事会決議第1333号その他の政令で定める同理事会決議（以下「第1267号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第1267号、同理事会決議第1988号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称等を公告するものとする。
- 2 国家公安委員会は、一定の要件に該当する者を、国際連合安全保障理事会決議第1373号（以下「第1373号決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、3年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとし、指定をするときは、その旨、当該指定に係る者の氏名又は名称、当該指定の有効期間等を公告するものとする。

二 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

- 1 一により公告され、又は指定を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、金銭等の贈与を受けるなどの行為をするときは都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこと。
- 2 都道府県公安委員会は、公告国際テロリストに対し、所持している財産の一部の提出を命じ、仮領置することができること。

三 その他

外国為替及び外国貿易法との適用関係、罰則その他所要の規定を整備すること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- 2 この法律は、第1267号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第1373号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）（参議院送付）要旨

本案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 練習射撃場の制度の拡充

- 1 空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとすること。
- 2 練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行おうとするときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならないこととすること。

二 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

- 1 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げる。
- 2 年少射撃資格者の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げる。

三 その他の規定の整備

災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定めること。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三及び二については、公布の日から施行すること。

2 経過措置

東日本大震災等の災害により三の施行の日前に猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の許可の基準の特例を定めること。

○サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆法第35号）（参議院送付） 要旨

本案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録され、又は発信等がされる情報の漏えい等の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性等の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいうこと。

二 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応すること等を旨として、行われなければならないこと。

三 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略を定めなければならないこと。

四 国は、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等におけるサイバーセキュリティに関し、所要の必要な施策を講ずるものとする。

五 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置き、本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長とし、内閣官房長官をもって充てること。

六 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならないこと。

七 その他

1 この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から施行すること。

2 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとする。

【総務委員会】

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、最近における私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰すること等について定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 この法律において「私事性的画像記録」とは、性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像（撮影対象者において、第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影したものを除く。）に係る電磁的記録その他の記録をいい、「私事性的画像記録物」とは、当該画像を記録した写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物をいうこと。

二 私事性的画像記録提供等

1 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

2 1の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、1と同様とすること。

3 1又は2の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すること。

4 1から3までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができないこと。

三 プロバイダ等が撮影対象者（撮影対象者が死亡している場合においては、その遺族）からの削除申出に基づき画像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件（情報発信者に対する削除照会に係る申出期限）を、「7日」から「2日」に短縮するプロバイダ責任制限法の特例を設けること。

四 国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

五 国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び

啓発活動の充実を図るものとする。

六 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

七 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

八 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【法務委員会】

○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）要旨

本案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）を提供させたときは、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処するものとする。
- 二 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等
 - 1 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処するものとする。
 - 2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る1の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、7年以下の懲役又は700万円以下の罰金に処するものとし、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る1の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とすること。
 - 3 2のほか、1の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益を提供させたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処するものとする。
 - 4 1の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処するものとする。
 - 5 一及び二1から4までのほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供し、又は提供させた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するものとする。

三 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行うとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 一般の政府職員について、平成26年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げること。
- 二 一般の政府職員について、給与制度の総合的見直しのため、平成27年度から俸給月額を一部の号俸を除いて引き下げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き下げること。
- 三 一については公布の日から施行し、平成26年4月1日に遡って適用することとし、二については平成27年4月1日から施行するとともに、所要の経過措置を定めること。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行うとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 一般の政府職員について、平成26年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、9号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げること。
- 二 一般の政府職員について、給与制度の総合的見直しのため、平成27年度から俸給月額を一部の号俸を除いて引き下げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き下げること。
- 三 一については公布の日から施行し、平成26年4月1日に遡って適用することとし、二については平成27年4月1日から施行するとともに、所要の経過措置を定めること。

【外務委員会】

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とオーストラリアとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、政府調達等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国は、1994年のガット及びサービス貿易一般協定の規定に適合する自由貿易地域を設定すること。
- 二 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。
- 三 一方の締約国は、二の結果として、当該原産品の輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、当該原産品の関税の更なる引下げを停止する等の二国間セーフガード措置をとることができること。
- 四 締約国は、附属書一で特定された農産品（生鮮、冷蔵又は冷凍の牛肉）であって原産品であるものについて、附属書一に規定する条件（輸入数量の合計が各年につき一定の水準を超えた場合）の下においてのみ、原産品の関税を引き上げる特別なセーフガード措置をとることができること。
- 五 両締約国は、附属書一で特定された原産品（食糧用麦、牛肉、乳製品、砂糖）の取扱いについて、この協定の効力発生の日の後5年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年に市場アクセスの条件を改善する観点から見直しを行うほか、日本国が第三国との国際協定に基づいて当該第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として当該原産品の日本国の市場における競争力に重大な変化がある場合には、オーストラリアの当該原産品に対して同等の待遇を与える観点から、当該第三国との国際協定の効力発生の日の後3箇月以内に見直しを開始すること。
- 六 輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、原則として、輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇（二に従って原産品について関税を適用することをいう。）を要求する等の条件が満たされる場合には、当該待遇を与えること。その要求は、輸出締約国の権限を与えられた機関等が発給する

原産地証明書又は製品の輸入者、輸出者若しくは生産者が作成する原産地証明文書によって裏付けられるものとする。

- 七 一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、1994年のガットにおいて、輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するものとして認められているいかなるものも導入し、又は維持しないよう努めるとともに、そのような輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときであっても、他方の締約国の食糧安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、これを必要な範囲に限定するよう努めること。
- 八 各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、1994年のガットにおいて、輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの等として認められているいかなるものも導入し、又は維持しないよう努めるとともに、そのような輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときであっても、他方の締約国のエネルギー及び鉱物資源の安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、これを必要な範囲に限定するよう努めること。
- 九 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものに対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 十 両締約国は、この協定の効力発生の日後5年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年に、投資環境の可能な改善のため第14章（投資）の規定の見直しを開始するとともに、この協定の効力発生後にオーストラリアが他の二国間又は多数国間の国際協定であって、オーストラリアと他の当該国際協定の当事国の投資家との投資紛争解決のための仕組みを規定するものを締結した場合にも、当該国際協定の効力発生の日後3箇月以内に、この協定の下に同等の仕組みを設立するため当該見直しを開始すること。
- 十一 一方の締約国は、対象調達（物品、サービス又はその双方の政府調達であって、購入、借入れその他の方法、建設・運営・移転に係る契約、公共事業に関する特別の許可に係る契約等を通じて行う契約により行われること等の要件を満たすものをいう。）に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与えること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件 (条約第2号) 要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、原子力損害の賠償額を増加するために締約国間で補完的な資金調達の制度を設けること、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約及び原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約のいずれかを実施する国内法令又はこの条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とすること。
- 二 この条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用すること。
- 三 この条約の適用上、「原子力損害」とは、人の死亡又は人的な損害、財産の滅失又は損傷、それらの損害から生ずる経済的損失、重大な環境の悪化に対する回復措置費用等をいうこと。
- 四 原子力事故1件当たりの原子力損害に関する賠償又は補償は、次の措置等により確保されること。
 - 1 原子力施設が自国の領域内に所在する締約国は、3億特別引出権(SDR)以上の金額を利用可能であることを確保すること。
 - 2 1の金額に加え、締約国は、五に従って算定される公的資金の金額を利用可能とすること。
 - 3 1及び2による原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配されること。
- 五 四2の公的資金を利用可能とするための拠出金は、原子力設備容量及び国連分担率から算定されること。
- 六 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が四1に従って利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、四2に基づき拠出される公的資金が必要となる可能性があることを認めると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報すること。
- 七 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、六の通報後、四2の公的資金が

実際に必要となる限度で、当該資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該資金を利用可能とすることを要請すること。

八 原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、原則として、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、事業者が原子力損害について無過失責任を負うこと、原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使できること等を規定している。

また、我が国は、原子力施設の敷地内の財産であって、当該原子力施設に関連して使用されるもの等に生ずる原子力損害について、事業者が責任を負わない旨の規定等に対し、所要の留保を付する予定である。

【財務金融委員会】

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、関税制度について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 牛肉に係る特別セーフガード措置の導入

豪州産牛肉の輸入数量が一定の数量を超えた場合に、適用される税率を協定により引き下げられた税率から現行の税率に戻す特別セーフガード措置の導入等に係る規定の整備を行うこと。

二 飼料用麦に係る関税の撤廃に必要な制度の整備

飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦について、税関の監督の下で当該用途に使用されることを確保するための制度等に係る規定の整備を行うこと。

三 輸入貨物に係る自己申告制度の導入に伴う所要の規定の整備

輸入貨物に関して、輸入者等が自らオーストラリア産であることを自己申告する制度の導入に伴い、税関が当該輸入貨物の原産国を確認するための手続等に係る規定の整備を行うこと。

四 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

第9条の2に定める規定の適用に当たっては、税関長の承認要件の明確化を図るとともに、製造工場の経営状況の明確化が図られるよう努めること。

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保し、我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的として、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 オーストラリア税関当局から、日本からの輸出貨物の原産国の確認に必要な情報の提供等を求められたときに、財務大臣がその求めに応じること。

- 二 税関職員が、必要な限度において、輸出者等に対して質問検査等を行うことができること。
- 三 輸出者等は、輸出貨物が日本の原産品であることを明らかにするための書類を保存すること。
- 四 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

【文部科学委員会】

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金（以下「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 条約締約国の領域で生じた又は公海等で生じ条約締約国の国民等が受けた原子力損害について、我が国の原子力事業者が負う損害賠償債務の合計金額が政令で定める金額を超えた場合には、国は、当該原子力事業者に対し、原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。
- 二 文部科学大臣は、条約の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者から、負担金を徴収するものとする。
- 三 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、今後、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 原子力損害賠償制度に係る国際的枠組みが、各国及び我が国の国民の福祉の向上に資するものとなるよう、我が国は、近隣諸国を含む国際社会に対し、原子力損害賠償に関する条約への加盟を促す等不断の働きかけを行うこと。
- 二 政府は、原子力損害の賠償の負担が適切に分担されるよう、原子力事業者と関連事業者との契約関係の適切な在り方に留意すること。
- 三 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償の現状を踏まえ、充分かつ迅速な賠償が行われるよう、原子力損害賠償制度について、その抜本的見直しも含め、更なる総合的な検討を行うこと。
- 四 政府は、原発輸出に関し、必要以上にその道を開くことにつながらないよう、両法の慎重な運用に努めること。

○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の締結に伴い、我が国の原子力損害賠償制度を条約上の制度と適合させるために必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

- 1 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償の責任に関する特約及び求償権に関する特約については、書面によることとする。
 - 2 核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととする。
- 二 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正
- 核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償補償契約については、政府は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととする。
- 三 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(附帯決議)

33頁参照

【厚生労働委員会】

○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）（参議院送付）要旨

本案は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「特定有期雇用労働者」とは、契約期間に支払われる1年間当たりの賃金が一定額以上である専門的知識等を有する有期雇用労働者であつて、5年を超える特定有期業務に就くもの又は60歳以上の定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者をいうものとする。
- 二 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本指針を定めること。
- 三 事業主は、特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、基本指針に照らして適切なものであること等の要件に適合する場合には、厚生労働大臣の認定を受けることができること。
- 四 計画の認定を受けた事業主と特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法に基づく無期労働契約への転換の申込みに関し、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、申込権が発生するまでの期間を特定有期業務の完了までの期間と10年のいずれか短い方とし、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者については、当該認定事業主に雇用されている期間は申込権が発生するまでの期間に算入しないとする特例を設けること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）（参議院送付）要旨

本案は、最近の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、感染症に関する情報の収集を強化するための規定を整備し、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 鳥インフルエンザのうち新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが

高いものを二類感染症とし、その範囲は政令で定めることとするとともに、中東呼吸器症候群を二類感染症に追加すること。

二 都道府県知事から医療機関や感染症の患者等に対する検体等の提出等の要請について規定を設けること。また、厚生労働大臣が当該感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合の、検体等の提出等の要請について規定を設けること。

三 都道府県知事から一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等に対する検体の提出の勧告及び検体の採取の措置等について規定を設けること。また、厚生労働大臣が当該感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合の、検体の採取等について規定を設けること。

四 都道府県知事は、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体等の提出を担当させる医療機関を指定するものとする。

五 検体等について、厚生労働大臣による検査の基準の策定、都道府県知事による検査の実施及び厚生労働大臣への結果の報告、厚生労働大臣から都道府県知事に対する提出の要請等に関する規定を設けること。

六 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行すること。

○社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第41号）（参議院送付）要旨

本案は、最近の社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が1人の社会保険労務士法人を設立することができることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を120万円に引き上げること。

二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。

- 三 社会保険労務士法人が二の事務の委託を受けることができることについて規定すること。
- 四 社員が1人の社会保険労務士法人の設立を可能とすること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第45号）（参議院送付）要旨

本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、近年における危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 検査命令及び販売等停止命令の対象物品に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加えるとともに、販売等停止命令の対象行為に「広告」を加えること。
- 二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下「厚生労働大臣等」という。）が販売等停止命令をしたときにおいて、その対象となった物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装等からみて同一のものと認められる物品の製造、輸入、販売、広告等を禁止することができること。
- 三 厚生労働大臣等は、二による禁止に違反した者に対して、当該違反行為の中止等を命ずることができることとし、命令に違反した者に対する罰則を設けること。
- 四 厚生労働大臣等は、指定薬物又は無承認医薬品の広告禁止規定に違反した

者に対して、当該違反行為の中止等を命ずることができることとし、命令に違反した者に対する罰則を設けること。

五 厚生労働大臣等は、指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができること。

六 特定電気通信役務提供者は、指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じないこと。

七 国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

八 国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとする。

九 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

十 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

十一 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）要旨

本案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国は、特定配偶者等（ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻をした者を除

く。)をいう。)に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

二 一については、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者及び一親等の尊属についても、適用すること。

三 この法律は、一部を除き、平成27年10月1日から施行すること。

【農林水産委員会】

○外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第16号）要旨

本案は、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 外国人漁業の規制に関する法律の一部改正

1 本邦の水域における外国人による漁業等の禁止に係る違反に関する罰則の強化

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額の上限を、400万円から3,000万円に引き上げるものとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官又は漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）より重い罰則（6月以下の懲役又は300万円以下の罰金）を設けるものとする。

二 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正

1 我が国の排他的経済水域における外国人による漁業等の禁止又は許可に係る違反に関する罰則の強化

我が国の排他的経済水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止又は許可に係る違反に関する罰金の額の上限を、1,000万円から3,000万円に引き上げるものとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い罰則（300万円以下の罰金）を設けるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第2号）要旨

本案は、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【国土交通委員会】

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県は、基礎調査の結果を公表しなければならないこと。
- 二 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合等において、当該基礎調査の結果によったのでは土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）又は土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして当該都道府県に対し、地方自治法の規定により、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めるときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うこと。
- 三 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項等を定めるとともに、警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めること。
- 四 都道府県知事は、当該都道府県の区域を分けて定める区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、市町村長が行う避難勧告又は避難指示の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこと。
- 五 市町村長は、避難勧告等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除に関する事項について、国土交通大臣又は都道府県知事に対し助言を求めることができることとし、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は必要な助言をすること。
- 六 国土交通大臣は、警戒区域の指定等この法律に基づく都道府県及び市町村が行う土砂災害防止対策の推進のための事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が大きい現状を踏まえ、早期に基礎調査が完了するよう、都道府県における基礎調査の実施目標や進捗状況を把握し、公表すること。
- 二 基礎調査の結果公表については、地域の住民が、自ら居住する地域の現状について容易に理解できる内容を、ホームページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやすい形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うこと。
- 三 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じること。
- 四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。
- 五 移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう努めること。
- 六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周知については、都道府県が気象庁と連携して行うとともに、雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十分配慮すること。
- 七 この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の育成、能力向上に努めること。

○空家等対策の推進に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）要旨

本案は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうこととし、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいうこと。
- 二 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めること。
- 三 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を定めるとするとともに、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができること。
- 四 市町村長は、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報であって空家等の所有者等に関するものについて、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができること。
- 五 市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めること。
- 六 特定空家等に対する措置に関し、次の事項を定めること。
 - 1 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言又は指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令ができるとともに、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができること。
 - 2 所有者等が命令を履行しないとき又は命ずべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができること。
 - 3 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関する指針を定めることができること。
- 七 国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずること。また、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずること。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【環境委員会】

○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

要旨

本案は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（以下「会社」という。）に変更するとともに、法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更すること。
- 二 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとし、特に、中間貯蔵のために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。
- 三 会社の事業に、国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと及び福島県内除去土壌等の収集・運搬を行うこと等を追加するものとする。
- 四 政府は、会社が中間貯蔵に係る事業又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 五 政府の追加出資、区分経理及び課税の特例等所要の規定の整備を行うものとする。
- 六 政府は、平成39年3月31日までの間に、中間貯蔵の状況、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況その他の状況を勘案しつつ、会社の組織及び事業全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 八 政府は、この法律の施行後7年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

九 政府は、中間貯蔵の状況、中間貯蔵に係る福島県内除去土壌等の処分に関する調査研究及び技術開発の状況、中間貯蔵を行うために必要な施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力の確保の状況その他の状況を勘案しつつ、最終処分の方法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。

二 中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。

三 中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。

四 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとする。

五 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。

六 中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安

心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

七 中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、地域の実情に配慮し、その適正な執行に十分留意しつつ、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。

八 本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、同社の体制強化を速やかに行うこと。

九 中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 官民較差の是正のための改正

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 営外手当の月額を6,350円に引き上げること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の170に引き上げること。

二 給与制度の総合的見直しのための改正

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の155とすること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 一の1及び2は、平成26年4月1日から適用すること。
- 3 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成26年度の国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二 平成27年度以後の国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 三 平成26年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 四 平成27年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二及び四は、平成27年4月1日から施行すること。
- 六 一は、平成26年4月1日から適用すること。
- 七 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

【災害対策特別委員会】

○災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 緊急通行車両の通行を確保するための車両の移動等

- 1 道路管理者は、災害時において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動その他の必要な措置を命ずることができること。
- 2 運転者等の不在時等は、道路管理者自ら1の措置をとることができることとし、その際は、やむを得ない限度において車両等の破損ができること。
- 3 道路管理者は、1又は2の措置のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用又は竹木等の障害物の処分ができること。
- 4 会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、公社管理道路については地方道路公社が、1から3までの道路管理者の権限を代行すること。

二 道路管理者間及び関係機関の連携及び調整

- 1 国土交通大臣は道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、一1から3の措置について指示ができること。
- 2 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、一1から3の措置を要請することができること。

三 損失補償

道路管理者等は、一2又は3の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならないこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図る

こととし、そのために必要な措置を講じること。

- 二 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。
- 三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化を図られるよう適切な措置を講じること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第17号) 要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 平成27年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

	選挙の期日	告示の日
都道府県知事の選挙	平成27年4月12日	同年3月26日
指定都市の長の選挙	同年4月12日	同年3月29日
都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	同年4月12日	同年4月3日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	同年4月26日	同年4月19日
町村の議会の議員及び長の選挙	同年4月26日	同年4月21日

二 平成27年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を一に掲げる日とすることができるものとする。

三 90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成27年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

四 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

五 この法律は、公布の日から施行するものとする。

【北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会】

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本法の目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加すること。
- 二 「永住被害者」、「永住配偶者」等の必要な定義規定を置くこと。
- 三 滞在援助金の支給対象に、帰国し、又は入国した被害者の配偶者、子及び孫を加えること。
- 四 国は、永住被害者又は永住配偶者であって60歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること。また、老齢給付金の支給を受けることができる者は、その一部について、一時金の支給を選択することができること。
- 五 国は、永住配偶者であってその配偶者である被害者が65歳に達した後に死亡したもの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給すること。
- 六 国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給すること。
- 七 国は、帰国し、又は入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、追納支援一時金を支給することができること。
- 八 国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から10年を経過した永住被害者又は永住配偶者であってその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、10年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から15年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができること。
- 九 この法律は、平成27年1月1日から施行すること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

要旨

本案は、不当表示規制の抑止力を強化するため、不当表示をした事業者に課徴金を課す制度を導入するとともに、併せて一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 課徴金制度の導入

- 1 自己の供給する商品等の内容が実際のもの又は事実と相違して著しく優良であると一般消費者に示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者の選択を阻害するおそれがあると認められる表示（以下「優良誤認表示」という。）等について、内閣総理大臣は、当該表示等を行った事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る売上額に100分の3を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないこと。
- 2 内閣総理大臣は、1の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が優良誤認表示か否かを判断する必要があると認めるときは、当該事業者に対し当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができることとし、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は優良誤認表示であると推定すること。
- 3 課徴金対象行為を自ら報告した事業者は、その報告が当該課徴金対象行為の調査により課徴金納付命令があることを予知してされたものでない限り、課徴金の額に100分の50を乗じた額が減額されること。

二 返金措置により課徴金の額を減額する等の制度の導入

- 1 課徴金対象行為を行った事業者は、当該商品等の取引を行った一般消費者であって特定されているものに対する返金措置の計画を内閣総理大臣に提出し、認定を受けることができること。
- 2 内閣総理大臣は、1の計画に適合した返金措置が実施されたと認められるときは、課徴金の額から当該返金措置により交付した金銭の額を減額すること。
- 3 内閣総理大臣は、1の計画の実施による返金の額が課徴金の額を上回る等の場合には、課徴金の納付を命じないこと。

- 三 課徴金対象行為をやめた日から5年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができないこと。

四 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明を書面で提出する機会を与えなければならないこと。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を行い、課徴金額の算定率や規模基準の設定等について、必要な見直しを行うこと。

二 自主申告による課徴金額の減額措置については、悪質な事業者に利用されることのないよう、申告が適正なものであるか否かについて厳正な判断を行うこと。

三 返金措置による課徴金額の減額措置については、返金の合計額が課徴金額を上回る等の場合には課徴金の納付を命じないこととなることに鑑み、その運用を公平公正なものとする。

四 課徴金制度の運用に必要となる人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、都道府県とも密接な連携をとりながら進めていくこと。

五 広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供をはじめ、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。

六 不当表示等の解釈については、事業活動を過度に萎縮させることがないよう、国際的な動向を踏まえ、その基準の明確化と周知徹底を図るとともに、問合せ窓口の設置などの相談体制を充実させること。

【地方創生に関する特別委員会】

○まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出第1号）要旨

本案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

まち・ひと・しごと創生は、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること等の事項を基本理念として行われなければならないこと。

二 国等の責務

国は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する等の責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、その区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

三 まち・ひと・しごと創生総合戦略等

- 1 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとし、まち・ひと・しごと創生本部は、同総合戦略の案の作成に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、同総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県は、1の総合戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないこと。
- 3 市町村（特別区を含む。）は、1の総合戦略（2の総合戦略が定められているときは1及び2の総合戦略）を勘案して、市町村まち・ひと・しごと

と創生総合戦略を定めるよう努めなければならないこと。

四 まち・ひと・しごと創生本部

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣を構成員とする「まち・ひと・しごと創生本部」を置くこと。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から行う旨を基本理念に追加すること。

二 国及び地方公共団体が地域再生施策の推進に当たって連携に配慮するよう努めなければならない関連施策の例示として、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策等を追加すること。

三 国は、地方公共団体等多様な主体と相互に連携し協働するよう努めなければならないこと。

四 地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

五 地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のため政府が講ずべき新たな措置の提案をすることができること。

六 地域再生計画に記載することができる事項について、地域農林水産業振興施設を整備する事業に関するもの等を追加すること。

七 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たって、内閣総理大臣に対し、実施しようとする事業等に係る支援措置の内容及び当該事業等に関する規定の解釈等について、確認を求めることができること。

八 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、都市再生整備計画等他の法律に基づく計画を併せて提出することができること。

- 九 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を要請することができること。
- 十 認定市町村は、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、農地転用の許可等の特例措置を講ずるものとする。
- 十一 地域再生計画に記載された構造改革特別区域計画等は、地域再生計画の認定により、同時に認定等があったものとみなすこと。
- 十二 地方公共団体の長による内閣総理大臣に対する職員の派遣の要請等その他所要の規定を設けること。
- 十三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 十四 政府は、魅力ある就業の機会の創出等のための具体的方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後1年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

IV 決議案

【委員会決議】

(農林水産委員会)

○外国漁船による違法操業の取締りに関する件

我が国の領海や排他的経済水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よって政府は、「外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。
- 二 漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実に努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。
- 三 近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗の激化が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	人事院の国会及び内閣に対する平成26年8月7日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、平成26年度の給与改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施する等とするもの	10/7	11/12
	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて、必要な改定を行うもの	10/7	11/12
	○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるための措置を講ずるもの	10/7	11/12
	○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を定めるもの	10/10	11/19
	○国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）	国際連合安全保障理事会決議第1267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めるもの	10/10	11/19
	○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）（参議院送付）	国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるもの	10/14	11/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	●サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆法第35号）（参議院送付）	サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるもの	(2014) 6/11	11/ 6
総務	●私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）	最近におけるいわゆるリベンジポルノ等による被害の実情に鑑み、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例等について定めるもの	11/18	11/19
法務	○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）	公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの	(2013) 3/15	11/14
	○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの	10/ 7	11/21
	○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）		10/ 7	11/21
外務	○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	オーストラリアとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの	10/10	11/ 7

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	原子力損害の賠償額を増加するために締約国間で補完的な資金調達 の制度を設けること、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定 めるもの	10/24	11/19
財務金融	○関税暫定措置法の一部を改正す る法律案（内閣提出第11号）	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確 な実施を確保するため、牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、飼 料用麦に係る関税の撤廃に必要な制度の整備及び輸入貨物に係る自 己申告制度の導入に伴う所要の規定の整備を行うもの	10/ 7	11/12
	○経済上の連携に関する日本国と オーストラリアとの間の協定に基 づく申告原産品に係る情報の提供 等に関する法律案（内閣提出第12 号）	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確 な実施を確保し、我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目 的として、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の 提供等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるもの	10/ 7	11/12
文部科学	○原子力損害の補完的な補償に関 する条約の実施に伴う原子力損害 賠償資金の補助等に関する法律案 （内閣提出第27号）	原子力損害の補完的な補償に関する条約の適確かつ円滑な実施を 図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金の補助その他必要 な事項について定めるもの	10/24	11/21
	○原子力損害の賠償に関する法律 及び原子力損害賠償補償契約に関 する法律の一部を改正する法律案 （内閣提出第28号）	原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結に伴い、我が国の原子 力損害賠償制度を条約上の制度と適合させるために必要な措置を講 ずるもの	10/24	11/21
厚生労働	○専門的知識等を有する有期雇用 労働者等に関する特別措置法案 （第186回国会閣法第48号）（参議 院送付）	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用 を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力あ る社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期 雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労 働契約法の特例を定めるもの	(2014) 3/ 7	11/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）（参議院送付）	感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図るため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	10/14	11/14
	●社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第41号）（参議院送付）	厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、社員が1人の社会保険労務士法人の設立を可能とするもの	(2014) 6/13	11/14
	●財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第45号）（参議院送付）	日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるもの	(2014) 6/17	11/21
	●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第9号）	危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止、指定薬物等に係る違法広告についてプロバイダ等が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講ずるもの	11/14	11/19
	●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）	ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するもの	11/14	11/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	●外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第16号）	我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講ずるもの	11/18	11/19
	●鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第2号）	特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとするもの	11/ 6	11/13
国土交通	○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずるもの	10/14	11/12
	●空家等対策の推進に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）	地域住民の生活環境の保全等を図るため、市町村による空家等対策計画の作成、著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがある等の状態にある空家等に対する措置等、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるもの	11/14	11/19
環境	○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	国の責務として、国は、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨等を規定することに加え、日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講ずるもの	10/ 3	11/19
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもの	10/ 7	11/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
議院運営	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第5号）	政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うもの	11/ 4	11/12
災害対策	○災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の移動等を行うことができることとし、併せて道路管理者間及び関係機関の連携及び調整、損失補償等について定めるもの	10/14	11/14
倫理選挙	○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第17号）	全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めるもの	10/10	11/19
拉致問題	●北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第8号）	北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもの	11/14	11/19
消費者問題	○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	不当表示規制の抑止力を強化するため、不当表示をした事業者に課徴金を課す制度を導入するとともに、併せて一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずるもの	10/24	11/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
地方創生	○まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出第1号)	我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするもの	9/29	11/21
	○地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするもの	9/29	11/21